

令和7年度支出 診療経費 病院運営費（診療） 診）派遣職員

受付 番号		連絡先	担当 管理部総務課人事担当 河合 愛蘭 電 話 2 5 3 - 5 3 9 2
----------	--	-----	---

設 計 書

1 件 名	横浜市立大学附属市民総合医療センター夜間看護助手業務人材派遣
2 履 行 場 所	横浜市立大学附属市民総合医療センター
3 履 行 期 間	■期間 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
又 は 期 限	□期限 年 月 日まで
4 契 約 区 分	□確定契約 ■概算契約
5 その他特約事項	令和7年度の予算の決定を停止条件とする
6 現 場 説 明	■不要
	□要（ 月 日 時 分 場所 ）
7 概 要	看護助手業務（詳細は仕様書のとおり）
	金額入り ・ 金額抜き

備 考

部 分 払

■す る (12回以内)

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 月 予 定	数 量	単 位	金 額
看護助手業務 計12人 (ペイシェントサポーター：10人／ ホスピタルサポーター：2人)	4 月	(1,995.0)	時間	
〃	5 月	(1,968.0)	時間	
〃	6 月	(1,995.0)	時間	
〃	7 月	(2,078.0)	時間	
〃	8 月	(1,968.0)	時間	
〃	9 月	(1,940.0)	時間	
〃	10 月	(2,078.0)	時間	
〃	11 月	(1,830.0)	時間	
〃	12 月	(1,968.0)	時間	
〃	1 月	(1,913.0)	時間	
〃	2 月	(1,774.0)	時間	
〃	3 月	(2,023.0)	時間	

委託代金額

内訳 業務価格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価(円)	深夜時間 超勤数量※ 1	単 位	深夜時間 超勤単価(円) ※ 2	金 額 (円)	摘 要
看護助手業務 (ペイシエントサポーター:10人)	4月分	(1,155.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	5月分	(1,100.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	6月分	(1,155.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	7月分	(1,210.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	8月分	(1,100.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	9月分	(1,100.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	10月分	(1,210.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	11月分	(990.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	12月分	(1,100.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	1月分	(1,045.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	2月分	(990.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
〃	3月分	(1,155.0)	時間		(10.0)	時間	0	(0)	{(10人/日×5.5H/日×平日日数/月)× 単価}+{(深夜超勤時間10H/月)×深夜超 勤時間単価}
小計								(0)	
消費税及び地方消費税相当額								(0)	
総計								(0)	

※1 10時間/月 超勤にて積算

※2 22時以降は、深夜時間割増単価(単価×1.25)

内 訳 書

名 称	形状寸法等	通常時間 数 量	単 位	通常時間 単価(円)	深夜時間 14H内数 量	単 位	深夜時間14H内 割増加算単価(円) ※	金 額 (円)	摘 要
看護助手業務 (ホスピタルサポーター:2人)	4月分	(840.0)	時間		(330.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	5月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	6月分	(840.0)	時間		(330.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	7月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	8月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	9月分	(840.0)	時間		(330.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	10月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	11月分	(840.0)	時間		(330.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	12月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	1月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	2月分	(784.0)	時間		(308.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
〃	3月分	(868.0)	時間		(341.0)	時間	0	(0)	$\{(2人/日 \times 14H/日 \times 日数/月) \times 単価\} + \{(2人/日 \times 5.5H/日 \times 日数/月) \times 割増加算単価\}$
小計								(0)	
消費税及び地方消費税相当額								(0)	
総計								(0)	

※ 14時間/日のうち5.5時間/日は、深夜時間割増加算(単価×0.25)

横浜市立大学附属市民総合医療センター夜間看護助手業務人材派遣 仕様書

第1 前提

横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

第2 履行場所

横浜市南区浦舟町四丁目 57 番地
横浜市立大学附属市民総合医療センター

第3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※改正労働者派遣法にもとづく当院の事業所単位の派遣可能期間

労働者派遣法第26条第4項の規定により通知する、当初の派遣可能期間の起算日及び抵触日は下記のとおりである。

派遣可能期間 起算日 令和6年10月1日

抵触日 令和9年9月30日

当院は、意見聴取期間内に過半数の労働組合等の意見聴取手続を行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

第4 派遣人員

- 1 ペイシェントサポーター 10名（1日あたりの派遣人数）
- 2 ホスピタルサポーター 2名（1日あたりの派遣人数）

第5 就業部門

横浜市立大学附属市民総合医療センター 看護部（病棟）

第6 派遣時間

月単位にて派遣しなければならない派遣延べ時間数は下記のとおりである。

派遣延べ時間数（月単位） 1,710時間

但し、甲における看護補助者等の雇用状況により、甲乙協議の上、派遣延べ時間数を変更することができるものとする。その場合はその都度、覚書を締結する。

第7 勤務時間

1 勤務曜日

（1）ペイシェントサポーター

月・火・水・木・金

シフト制（原則週 5 日勤務）

祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は公休日とする。但し委託者から出勤要請があり、受託者が容認した場合は出勤可能とする。

（2）ホスピタルサポーター

月・火・水・木・金・土・日・祝日

シフト制（原則週 1 日以上勤務）

12 月 29 日～1 月 3 日は、通常通りの出勤日と同じ扱いとする。

2 就業時間

（1）ペイシェントサポーター

原則 16：00～22：00（うち 6 時間以上の就業とする）

但し委託者から出勤要請があり、受託者が容認した場合は 23：00 までの勤務を可能とする。

（16：00～22：00 勤務の場合　うち休憩 30 分、実働 5.5 時間）

（16：00～23：00 勤務の場合　うち休憩 45 分、実働 6.25 時間）

（2）ホスピタルサポーター

原則 16：30～翌 8：30

（うち休憩 2 時間、実働 14 時間）

第 8 業務内容

主な業務は、次のとおり。院内規則及び勤務場所の運用方法に則り、遂行すること。

- （1）患者の身の回りの世話（患者移送、案内、食事介助、食事の配膳・下膳、薬剤・検体等の搬送、清潔ケア、排泄介助、尿器片付け、トイレ付添い、清拭、検査等説明及びそれらに付随する業務）
- （2）清掃等環境整備、シーツ交換、診療材料・医療用品の点検・補充
- （3）関連部門事務連絡、電話応対、カルテ整理、薬剤・検査搬送等
- （4）その他付随業務

第 9 業務従事者の要件

- 1 本業務に従事する者は、介護職員初任者研修を修了している看護助手または、他医療機関での看護助手業務の経験が 1 年以上ある者が望ましい。なお、介護職員初任者研修を修了していない者に対しては、受託者が当該研修の受講支援に努めるものとする。
- 2 本業務に従事する者は原則、病院等での勤務経験があること。

第 10 業務従事者の注意事項

本業務に従事する者は、病院の特殊性を考慮し、患者及び来院者に対する言動や行動等に注意し、常に節度ある態度で業務を遂行すること。

第 11 派遣元の要件

- (1) 「第 6 派遣時間」および「第 9 業務従事者の要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
- (2) 業務従事者に、次に掲げる行為があったときは、当院は業務従事者の変更を要求するものとする。その場合、後任の派遣者を速やかに派遣できること。
 - ア 業務従事者の勤務状況が適正と認められないとき。
 - イ 業務従事者の業務実績が契約条件に適合しないとき。
 - ウ 業務従事者に不品行があったとき。
 - エ 当院が、業務従事者の業務遂行が十分でないと判断したとき。
- (3) すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。

第12 個人情報の保護

本業務に従事する者は、委託者が策定した「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。業務上知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。なお、このことについて、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

第 13 健康管理・感染対策

- 1 受託者は当院業務従事者全員の健康管理のため、年 1 回以上の健康診断を実施するとともに、その受託業務に必要な感染症検査等を実施する。有毒物等を取り扱う業務に従事する従事者の健康診断は、受託者責任において関係法令の定めのとおりに行う。

なお、健康診断の結果、感染等が判明した場合、直ちに必要な措置を講じ、内容を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、業務従事者に対し、当院が必要と判断する抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎）及びワクチンの接種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、インフルエンザ）を義務づけるものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- 3 受託者は、業務従事者に対し、業務従事前には麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎の抗体価検査を実施し、十分な抗体価の基準（別表 1）に満たない場合は予防接種を実施し、再度抗体価検査を行うこととする。また、本仕様書の履行開始以前から当院で業務に従事している者は、履行開始時に予防接種不要と判断する要件（別表 2）を満たす記録を委託者に提出することとする。業務従事開始後の感染対策については、別表 3 のとおり受託者の責任において行う。なお、これらの経費は受託者が負担するものとする。
- 4 受託者は、1 項から 3 項に関する記録を委託者の求めに応じて提示する。

第 14 その他特記事項

- 1 受託者は、滞りなく円滑に業務継続されるよう、派遣開始前までに現行の運用を十分に把握（現況調査）し、効率的な移行及び業務開始ができるようにする。

また受託者は、契約の解除又は契約期間満了後に、本学が他の業者と契約を締結することとなった場合、業務を支障なく本仕様書のとおり遂行するために、他の業者と十分な引継期間を設け、業務の引き継ぎを行うものとする。

なお、派遣開始前の現況調査に伴う費用については、本契約受託者が負担することとする。

- 2 受託者は、事前に当院にて作成する勤務表に従って勤務すること。ただし、受託者は、業務従事者が休暇等の理由により、勤務しない日が判明したときは、事前に当院に通知すること。また、相当期間勤務しない日がある場合については、当院と協議のうえ、当該業務従事者に替わる別の従事者を派遣すること。
- 3 派遣元事業者の都合により夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合しなくなったことで当院に不利益が発生した場合は、その賠償責任について、派遣元事業者と当院で協議することとする。
- 4 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

別表 1 十分な抗体価の基準

	抗体価基準値	
麻疹	EIA-IgG	16 以上
風疹	EIA-IgG(推奨)	8 以上
	H I 法	32 倍以上
水痘	EIA-IgG	8 以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	4 以上
B 型肝炎 (HBs 抗体)	EIA-IgG CLIA 法	10 以上

別表 2 予防接種不要と判断する要件

	予防接種不要と判断する要件
麻疹、風疹、流行性 耳下腺炎、水痘	以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。 (1) 医療機関が発行した過去 2 回のワクチン接種記録を提出できる (2) 過去に罹患した記録（診断書等）が診断書、もしくは同等の書類で提出できる (3) 十分な抗体価（別表 1）が獲得されている記録が提出できる（およそ 5 年以内のもの）
B 型肝炎	以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。 (1) HBs 抗体価が 10mIU/mL 以上の記録が提出できる（記録の期日は問わない） (2) 感染既往歴が提出できる (3) 医療機関が発行した過去 2 クール（3 回×2 クール）のワクチン接種記録が提出できる

別表 3 業務従事開始後の感染対策

	業務従事後の感染対策
麻疹、風疹、流行性 耳下腺炎、水痘	別表 2 に定める要件を満たさないウイルスに関しては、予防接種を実施し、要件を満たすまで年に 1 回の抗体価検査を行う。
B 型肝炎	別表 2 に定める要件を満たす、満たさないにかかわらず年に 1 回の抗体価検査を行う。なお、別表 2 に定める要件を満たしていれば、ワクチン接種は不要とする。